



Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

料金規定

R-02

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	2 of 8

1. 目的

本規定書は、フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、FLJ）の認証取得に必要な料金を規定する。本規定 Version 5.0 は、2016年4月1日より適用される。それ以前に FLJ と契約を締結している組織は、2017年1月1日より適用されるものとする。

2. 関連書類

国際フェアトレード認証契約書

ライセンス契約書

小規模ライセンスー ライセンス契約書

国際フェアトレード認証調達プログラム ライセンス契約書

R-01 用語規定

R-03 国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定

R-04 認証・監査規定

R-09 小規模ライセンスー規定

3. 添付書類

添付 1：FLJ 認証事業者料金表

添付 2：各種料金の請求時期

4. 認証機関

輸入組織、製造組織、卸組織の認証機関は、次の条件によって FLOCERT か FLJ かに分類される。

カテゴリー I：FLOCERT 認証管轄組織

以下のいずれかの条件に該当する組織は FLOCERT によって認証される。FLOCERT へ支払う料金は、FLOCERT の Trade Certification Fees 規定に従い本規定には含めない。

- ・国際フェアトレード認証製品（原料）の輸入のみを行う組織
- ・国際フェアトレード認証製品（原料）の輸入に加え、製造、卸販売または最終製品販売を行う組織のうち、年間総売上高が 100 億円以上である組織
- ・国際フェアトレード認証原料や中間製品（未完成製品）を海外に販売する輸入組織、製造組織、または卸組織

カテゴリー II：FLJ 認証管轄組織

以下の条件に該当する組織は、FLJ によって認証される。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	3 of 8

- ・ カテゴリー I に該当しない組織

上記分類に関わらずライセンシー及び小規模ライセンシーの認証機関は FLJ である。FLOCERT による認証管轄の組織であっても、最終製品の販売者（ブランドオーナー）を兼務する組織は、別途 FLJ とライセンス契約を締結しなければならない。その場合、5-1 項、5-3 項、5-4 項にそれぞれ規定される初回認証料、ライセンス料、年間ライセンス認証料を FLJ へ支払うこととする。

5. 料金の種類

5-1 初回認証料

FLJ に認証されるすべての組織は、FLJ との契約時に添付 1 に規定する初回認証料を FLJ へ支払う。複数の役割を兼務する場合でも、料金は一律、組織の年間総売上高により 20 万円、15 万円、5 万円（いずれも税抜価格）とする。基本料金は 1 製品を取扱う際に適用され、取扱い製品が増える毎に追加料金が発生する。ただし小規模ライセンシーの初回認証料は 3 万円（税抜）とし、2 製品以上を取り扱う場合でも追加料金は課金されない。

5-2 年間認証料

輸入、製造、卸の役割を行う組織は、組織の年間総売上高および取扱い製品数に応じて添付 1 に定める年間認証料を毎年 FLJ へ支払う。基本料金は 1 製品を取扱う際に適用され、取扱い製品が増える毎に追加料金が発生する。

5-3 ライセンス料

ライセンシーは、国際フェアトレード認証製品の売上に応じて 4 半期毎にライセンス料を FLJ へ支払う。小規模ライセンシーは、毎年 1 回、1 年間（1 月～12 月）の国際フェアトレード認証製品の売上に応じてライセンス料を支払う事とする。ライセンス料は製品毎に (A) 重量課金と (B) 価格課金の二つに分類される。

(A) 重量課金

表 5.3 重量課金表

製品名	課金ベース（税抜）
レギュラーコーヒー	(焙煎豆ベース) 35 円/Kg
インスタントコーヒー	70 円/Kg
紅茶（フェアトレード生産国加工）（注 1）	50 円/Kg
紅茶（国内加工）（注 1）	65 円/Kg
バナナ	4 円/Kg

(注1) アールグレイ、スパイスティー、ジャスミンティーなどのフレーバーティーも含まれる

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	4 of 8

(B) 価格課金

下記に示す製品は原則消費者価格（税抜価格）の1%とする。

- ◆ コーヒー飲料（缶製品、チルドカップ製品、ペットボトル製品等）
- ◆ 茶飲料（缶製品、チルドカップ製品、ペットボトル製品等）
- ◆ カカオ製品
- ◆ はちみつ
- ◆ 砂糖
- ◆ 加工果物・野菜（ジュース、ドライフルーツなど）
- ◆ 生鮮果物（バナナを除く）
- ◆ 生鮮野菜
- ◆ ワイン
- ◆ ナッツ
- ◆ オイルシード・油脂果実（ココナッツ、オリーブ、ごま、大豆など）
- ◆ ハーブ・香辛料（ルイボスティー、カモミールなどのハーブティーを含む）
- ◆ 穀類（キヌア、米など）
- ◆ ボール
- ◆ 切花・鑑賞用植物
- ◆ コットン製品
- ◆ その他複合材料製品（Composite Product）
- ◆ 化粧品類

5-4 年間ライセンス認証料

ライセンシー及び小規模ライセンシーは、添付1に示す年間ライセンス認証料を毎年FLJへ支払う。ライセンシーの年間ライセンス認証料は、組織の年間総売上高および取扱い製品数に応じて料金が異なる。基本料金は1製品を取扱う際に適用され、取扱い製品が増える毎に追加料金が発生する。小規模ライセンシーは、2製品以上を取り扱う場合でも追加料金は課金されない。年間ライセンス認証料は、ライセンス料（5-3項参照）に含まれる。従い、年間のライセンス料合計が年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額をFLJへ支払うこととする。なお、年間ライセンス認証料は国際フェアトレード認証調達プログラム（以下、「調達プログラム」という）には適用されない。

5-5 調達プログラム ライセンス料

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	5 of 8

調達プログラムのライセンシーは、認証カカオの調達量に応じて下表のライセンス料を4半期毎にFLJへ支払う。認証カカオの調達量が500トン未満の場合は表5.5.1が、500トン以上の場合には国際フェアトレードラベル機構によって定められる表5.5.2が適用される。

表 5.5.1 調達プログラムライセンス料（認証カカオ調達量 **500 トン未満**）

組織全体のカカオ調達量に占める フェアトレード認証カカオ調達量の割合 (%)	ライセンス料単価（税抜き） カカオ豆ベース（円/kg）
0% ～ 20%未満	32
20%以上 ～ 40%未満	29
40%以上 ～ 60%未満	26
60%以上 ～ 80%未満	23
80%以上	20

表 5.5.2 調達プログラムライセンス料（認証カカオ調達量 **500 トン以上**）

フェアトレード認証カカオ豆調達重量（トン）	ライセンス料単価（税抜き） カカオ豆ベース（ユーロ/トン）
0 ～ 500 未満	150
500 以上 ～ 1,500 未満	112.5
1,500 以上 ～ 4,000 未満	82.5
4,000 以上 ～ 10,000 未満	56.25
10,000 以上 ～ 20,000 未満	37.5
20,000 以上 ～ 40,000 未満	30
40,000 以上	22.5

（適用例）フェアトレード認証カカオ豆を6,000トン調達した場合

0-500 トン : 500×150 (ユーロ/MT) = 75,000 ユーロ

500-1500 トン : 1000×112.5 (ユーロ/MT) = 112,500 ユーロ

1500-4000 トン : $2500 \text{ トン} \times 82.5$ (ユーロ/MT) = 206,250 ユーロ

4000-6000 トン : $2000 \text{ トン} \times 56.25$ (ユーロ/MT) = 112,500 ユーロ

ライセンス料合計 : 506,250 ユーロ

6. ライセンス料の割引（調達プログラムを除く）

国際フェアトレード認証製品販売の積極的な拡大・促進を後押しするため、全物販事業における国際フェアトレード認証製品事業売上高の割合が80%以上の場合、ライセンス料を50%割引くこととする。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	6 of 8

割引適用を希望するライセンシーは、直近の会計年度（各認証事業者の会計年度に準ずる）の実績数値とともにFLJに申請し、FLJの承認を得なければならない。割引の適用は、各認証事業者の決算月に関係なく、一律、申請時から直近の1月（1月の販売数量にかかるライセンス料）から1年間の適用とする。ただし、年間ライセンス認証料は5-4項に定める通り適用される。なお、本割引制度は、調達プログラムのライセンシー及び小規模ライセンシーには適用されない。

7. 認証初年の年間認証料

認証初年の年間認証料は、国際フェアトレード認証契約締結時期に従い表7.1のように定める。支払時期は契約締結時とし、支払完了をもって契約成立となる。支払われた年間認証料は、事由の如何を問わず返還しない。

表 7.1 認証初年の年間認証料

契約締結時期	第一四半期 1月～3月	第二四半期 4月～6月	第三四半期 7月～9月	第四四半期 10月～12月
年間認証料総額に対する請求割合 (%)	100	75	50	25

8. 認証初年・退会年の年間ライセンス認証料

8-1 認証初年の年間ライセンス認証料

認証初年の年間ライセンス認証料は、ライセンス契約締結時期に従い表8.1のように定める。支払時期は、認証翌年の1月とする。ただし、認証初年のライセンス料合計が、表8.1に定めた年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額をFLJへ支払う。

表 8.1 認証初年の年間ライセンス認証料

契約締結時期	第一四半期 1月～3月	第二四半期 4月～6月	第三四半期 7月～9月	第四四半期 10月～12月
年間ライセンス認証料総額に対する請求割合 (%)	100	75	50	25

8-2 退会年の年間ライセンス認証料

退会年の年間ライセンス認証料は、退会時期に従い表8.2のように定める。支払時期は退会時とする。ただし、退会年のライセンス料合計が、表8.2に定めた年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額をFLJへ支払う。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	7 of 8

表 8.2 退会年の年間ライセンス認証料

退会時期	第一四半期 1月～3月	第二四半期 4月～6月	第三四半期 7月～9月	第四四半期 10月～12月
年間ライセンス認証料総額に対する請求割合 (%)	25	50	75	100

9. 支払回数および請求時期

各料金の支払回数および、請求時期を表 9.1 に示す。なお詳細は、国際フェアトレード認証契約書、各ライセンス契約書にて取り決めることとする。年間認証料は該当年の1月に請求し、年間ライセンス認証料は1年間（1-12月）のライセンス料合計がそれに満たない場合にその差額を翌年1月又は2月に請求する。添付2に、各種料金の請求時期の例を示す。

なお、認証事業者及びライセンシーの事業規模の変化により適用料金に変更になる場合には、認証事業者及びライセンシーは速やかに FLJ へ申告し、事業規模の変化が発生した時点の翌年1月より、その事業規模に応じた料金を適用するものとする。

表 9.1 FLJ への支払回数および請求時期

料金	対象組織	支払回数	請求時期
初回認証料	すべての認証事業者	契約時1回のみ	契約時
年間認証料	輸入・卸・製造組織	毎年1回	認証初年： 契約時
			認証翌年以降： 1月
年間ライセンス認証料	ライセンシー 小規模ライセンシー	毎年1回	1月又は2月
ライセンス料	ライセンシー	4半期毎（1年に4回）	1月、4月、7月、10月（※）
ライセンス料	小規模ライセンシー	毎年1回	1月（※）
調達プログラム ライセンス料	調達プログラム ライセンシー	4半期毎（1年に4回）	1月、4月、7月、10月（※）

※四半期報告書の受領日によっては、報告書締め切り月の翌月に請求する。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-02
	Issue Date	2016年3月1日
料金規定	Version:	5.0
	Page	8 of 8

改定履歴

Version	日付	改定理由
1.0	2008年11月13日	新規作成
2.0	2009年12月1日	料全全般の見直し
2.1	2013年4月1日	7-2項 「退会年の年間ライセンス登録料」の追記 7-3項 重量課金(注1)の追記
3.0	2013年11月25日	2014年1月1日施行の小規模ライセンシー制度の改定を反映
4.0	2015年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・規定書番号の変更 (R-002 から R-02) ・監査・認証システムの変更を反映 ・R-01 用語規定 V3.0 の変更を反映 ・5-5項 「ライセンス料の割引」を追記 ・添付資料 1、2 の改定
5.0	2016年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・添付 1 FLJ 認証事業者料金表の改定 ・「ライセンス料の割引」を第 5-5 項から第 6 項へ移動 ・「5-5 調達プログラムライセンス料」を追加 ・第 9 項の末文を追加

料金	支払対象となる役割	支払回数	基本料金(税抜)			追加料金(税抜)		
			年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満	年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満
初回認証料	輸入組織、製造組織、卸組織、 ライセンシー、調達プログラム ライセンシー	契約締結時1回 のみ	20万円	15万円	5万円	追加製品ごとに3万円	追加製品ごとに2万円	追加製品ごとに1万円
年間認証料	輸入組織、製造組織、卸組織	毎年1回	15万円	12万円	5万円	追加製品ごとに3万円	追加製品ごとに2万円	追加製品ごとに1万円
ライセンス料	ライセンシー	毎4半期	製品小売価格の1%相当 (注2)	製品小売価格の1%相当 (注2)	製品小売価格の1%相当 (注2)			
年間ライセンス認証料 (注1)	ライセンシー	毎年1回	5万円	5万円	3万円	追加製品ごとに1万円	追加製品ごとに1万円	追加製品ごとに5千円
調達プログラム ライセンス料	調達プログラム ライセンシー	毎4半期	5-5項を参照	5-5項を参照	5-5項を参照			

(B)小規模ライセンシー

料金	基本料金(税抜)
初回認証料	3万円
年間ライセンス認証料 (注1)	2万円

(注1) 年間ライセンス認証料はライセンス料に含まれるものとし、年間のライセンス料合計が年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額をFLJへ支払う
(注2) 製品によって異なる。詳細は、5-3項を参照のこと。

添付2: 各種料金の支払時期

(例) 国際フェアトレード認証契約・ライセンス契約を2015年6月に締結した場合。

項目	年 四半期 月	2015年												2016年												2017年					
		Q2			Q3			Q4			Q1			Q2			Q3			Q4			Q1		Q2						
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
国際フェアトレード認証契約締結	輸入組織、製造組織、卸組織			◆																											
ライセンス契約締結	ライセンシー、小規模ライセンシー、 調達プログラムライセンシー			◆																											
初回認証料	すべての組織			◆	契約時1回のみ																										
年間認証料の請求	輸入組織、製造組織、卸組織			◆	2015年 年間認証料(Q2-Q4分)						◆	2016年 年間認証料																◆	2017年 年間認証料		
認証製品の販売																															
四半期報告書提出月(注1)	ライセンシー、調達プログラムライセンシー																														
ライセンス料の請求(四半期毎)	ライセンシー、調達プログラムライセンシー																														
ライセンス料の請求(毎年1回)	小規模ライセンシー																														
年間ライセンス認証料の請求(注2)	ライセンシー、小規模ライセンシー																														

(注1) 小規模ライセンシーは、年に1回(1月)に報告書を提出する。

(注2) 該当年(1月—12月)のライセンス料に含まれる。年間のライセンス料合計が、年間ライセンス認証料に満たなかった場合のみ、その差額が請求される。